

「富山県赤坂会館」の利活用に係る公募型プロポーザル質問書への回答

項番	質問箇所等	質問内容	回答
1	原状回復について	再開発で取り壊しかと思いますが、原状回復は必要でしょうか。必要となるうゑに事業者にて費用を負担する背景をご説明いただきたいです。	事業者様で設置したものがゑるために取り壊しの際に、金銭的負担が発生する場合を想定しております。 よつて、取り壊しの際に事業者様で設置したものが残つていても、金銭的負担が発生しなければ原状回復の必要はありません。
2	リースバックについて	県人会の皆様の一部の宿直室をお貸出することも検討可能でしょうか。	現状として、県人会は宿直を行つておりません。検討していただくことは可能ですが、事前に県人会との調整をしていただく必要があります。 なゑ、現在、県人会が使用している部分については、県が東京富山県人会連合会（以下「県人会」という。）と貸付契約を結んでおり、利活用後も、契約は県と県人会で結ぶ仕組みを変更する予定はありません。
3	設備	・修繕履歴は開示可能でしょうか。 ・工事期間での設備不良等での更新や補償はありますでしょうか。 ・老朽化した物件であるため、運営期間中の設備不良（給湯設備、エレベーター、空調、漏水、屋上防水、給水 等の更新に 1000 万円単位でかかるもの）について、早期の解約になった場合の残債の買取は可能でしょうか。	・修繕履歴は現存しているものであれば、開示可能です。 ・建物の躯体部分の損傷等、建物所有者が行うべき更新等は県側で行います。ただし、実施にあたっては、残りの運営期間等も考慮したうゑで事業者様と協議します。 ・同上。残債の買取はできかねます。
4	既存 FFE の撤去費用は	要項の 3-1(1)アに記載がありますが、動産の撤去は県の皆さまに了承を取つたうゑで県人会の費用負担で撤去ということでしょうか。	県と財団に了承を取る必要があります。費用につきましては、財団もしくは県人会での負担を考えており、事業者様の負担は想定しておりません。
5	5 年未満の解約について	途中終了時に事業者負担の工事費用が回収できない可能性もありますが、残債の買取を行つていただくことはできますでしょうか。	残債の買取はできかねます。

